（注１）事業の実施状況について、認定対象とした当初計画との差異等について分析すること。

４　事業環境及び事業リスクに対する認識と対処方針

５　財務の状況

（添付書類）
監査済財務諸表
事業実施状況に関するレポート（事業者にて作成している場合）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

○内閣府　農林水産省令第十二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）を実施するため、農業信用保証保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年九月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和

農業信用保証保険法施行規則の一部を改正する命令

農業信用保証保険法施行規則（昭和四十一年大蔵省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（保証業務に係る損失の処理） **第三条の二**　法第十一条第一号から第三号までに掲げる業務に関する経理において決算上の不足金を生じたときは、法第十条第一項の準備金を取り崩してこれに充て、なお不足があるときは、同条第二項の規定による繰入金を取り崩してこれに充てることができる。 ２　法第十一条第一号から第三号までに掲げる業務に関する経理において前事業年度から繰り越された不足金があるときは、前項の繰入金を取り崩してこれに充てることができる。	（新設）

附　則

この命令は、令和八年十月一日から施行する。

○内閣府　経済産業省令第四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づき、独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年九月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗
経済産業大臣　赤澤　亮正